

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

福岡市の人口は、約 166 万人（令和 7 年 1 月推計人口）となっており、人口増加数、増加率ともに高い水準にあるが、65 歳以上人口が 22%を超え、高齢化が進行している。

福岡市は、市民生活を支える卸売業、小売業、サービス業などに加えて、新たな経済の活力を生み出す情報関連産業、クリエイティブ産業などの創業や集積も進んでおり、様々な業種において発展を続けている。

こうした本市の発展の原動力は、市内事業所の多くを占める中小企業である。

しかし、少子高齢社会の進展やグローバル化に伴う国内外の企業間競争の激化、DXの推進、働き方改革への対応など、中小企業はこれまでにない経営環境の変化に直面している。

このような厳しい事業環境の中でも、大企業と比較して老朽化が進んでいる中小企業の設備投資を促進し、生産性の高い設備へと一新させることで、市内事業者の労働生産性の飛躍的な向上を図り、チャレンジする中小企業を支援する。

(2) 目標

中小企業者の先端設備等の導入を促し、中小企業者の生産性向上を図り、本市経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 20 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

福岡市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性の向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

福岡市の産業は、全域に立地している。広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

福岡市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新製品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 市は、経営上、合理性に欠ける人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 市は、導入促進基本計画の進捗状況の把握及び、中小企業者の先端設備等導入計画の進捗・実施状況の把握に必要な調査を実施する。

先端設備等導入を実施しようとする中小企業は当該調査に協力する。

(4) 本市の市税に係る徴収金を滞納しているものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。